

宮城県警察の会議に関する訓令

平成28年3月18日

宮城県警察本部訓令第10号

宮城県警察の会議に関する訓令を次のように定める。

宮城県警察の会議に関する訓令

宮城県警察の会議に関する訓令（平成28年宮城県警察本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、宮城県警察における会議の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 宮城県警察においては、次に掲げる会議を開催する。

- (1) 部長会議
- (2) 庶務担当課長会議
- (3) 管理官会議

（会議の構成等）

第3条 会議は、次の表の左欄に掲げる会議ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる者をもって構成する。

会 議	構 成 員
部 長 会 議	警察本部長、部長等（総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、仙台市警察部長、刑事部組織犯罪対策局長、警務部首席監察官及び生活安全部サイバーセキュリティ統括官をいう。）及び総務部総務課長
庶務担当課長会議	総務部長、庶務担当課（総務部総務課、警務部警務課、生活安全部生活安全企画課、地域部地域課、刑事部刑事総務課、交通部交通企画課及び警備部公安課をいう。以下同じ。）の長、刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長及び仙台市警察部庶務課長
管 理 官 会 議	総務部総務課企画官（以下「総務課企画官」という。）、庶務担当課及び刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課の管理官、警察学校副校長並びに仙台市警察部庶務課の管理官

- 2 警察本部長は、前条第1号に掲げる会議に、東北管区警察局宮城県情報通信部長の出席を求め、並びに同条第2号及び第3号に掲げる会議に、東北管区警察局宮城県情報通信部に所属する職員の出席を求める。
- 3 警察本部長は、必要があると認めるときは、会議に第1項に規定する構成員以外の者を出席させることができる。
- 4 会議の構成員が不在又は事故あるときは、代理の者を出席させる。

(開催)

第4条 会議の開催日は、別に定める。

2 会議は、臨時に開催することができる。

(主宰)

第5条 会議は、次の各号に掲げる会議の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者が主宰する。

(1) 部長会議 警察本部長

(2) 庶務担当課長会議 総務部長

(3) 管理官会議 総務課企画官

(付議事項)

第6条 会議に付議すべき事項は、審議事項及び報告事項とする。

2 審議事項は、次の表の左欄に掲げる会議の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

会 議	審 議 事 項
部 長 会 議	1 県警察の運営に関する事項のうち重要なもの 2 公安委員会に付議する事項 3 その他警察本部長が必要と認める事項
庶務担当課長 会議	1 県警察の運営に関する事項 2 部長会議に付議する事項 3 その他総務部長が必要と認める事項
管 理 官 会 議	1 県警察の運営に関する事項 2 部局間の連絡・調整が必要な事項 3 その他総務課企画官が必要と認める事項

3 報告事項は、次の表の左欄に掲げる会議の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

会 議	報 告 事 項
部 長 会 議	1 公安委員会の権限に属する事務が規定された法令の制定又は改廃に関する事項 2 県警察の重要な施策の実施に関する事項 3 各部局の所掌事務に関する重要な取扱事項 4 上記1から3までに掲げるもののほか、公安委員会に付議す

	<p>る事項</p> <p>5 その他警察本部長が必要と認める事項</p>
庶務担当課長 会議	<p>1 部長会議に付議する事項</p> <p>2 県警察の施策の実施に関する事項</p> <p>3 各部局の所掌事務に関する取扱事項</p> <p>4 その他総務部長が必要と認める事項</p>
管理官会議	<p>1 庶務担当課長会議に付議する事項のうち重要なもの</p> <p>2 その他総務課企画官が必要と認める事項</p>

(付議手続)

第7条 会議の構成員は、当該会議に付議すべき事項があるときは、あらかじめ総務部長に付議の要求をするものとする。

2 前項の付議手続に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行による改正前の宮城県警察の会議に関する訓令の規定により開催を予定している会議は、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月17日本部訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日本部訓令第13号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月4日本部訓令第6号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月10日本部訓令第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。